

苫小牧市本庁舎敷地内移動車販売試行実施募集要項

1 目的

ご来庁者や市民の皆様へのサービス向上、加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営が厳しい状況にある市内飲食事業者等への新たな販売機会を創出するため、庁舎敷地内における移動可能な販売車等のニーズ調査を目的とする。

2 概要

(1) 場所

苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市本庁舎西側正面玄関前広場
(「6 出店場所」に示す2区画)

(2) 面積

1区画84.0㎡(奥行12.0m×幅7.0m)

(3) 出店形態

販売品目は酒類を除く飲食物とし、苫小牧保健所で許可を受けたキッチンカーまたは自走式の移動式販売車とする。

※本庁舎の電気設備や水道設備等の使用は不可。

(4) 営業可能時間

令和3年10月4日(月)から10月29日(金)の開庁日(土・日・祝日を除く)

第1部:11時から14時まで

第2部:16時から18時まで(水・金のみ)

※公用または公共用に供するため出店不可とする場合がある。

3 応募資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定による制限を受けていないこと。
- (2) 本市に納付すべき市税の滞納がないこと。
- (3) 苫小牧市内に本店、支店、営業所等を有し、迅速かつ具体的な連絡および調整が可能であること。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者でないこと。

4 応募申請方法

本庁舎敷地において移動販売車等による営業のため使用の許可を受けようとするときは、苫小牧市本庁舎敷地内移動車販売試行実施出店申込書(様式1)、行政財産使用許可申請書(第5号様式(第17条関係))および暴力団排除に関する誓約書(第6号様式(第8条関係))に必要事項を記入の上、受付期間内に市長へ提出しなければならない。

※各種様式は苫小牧市ホームページ(総務部総務課)参照

(1) 受付期間

令和3年9月10日(金)9:00から～9月21日(火)17:15まで

(2) 申請書提出方法及び提出先

市総務部総務課へ持参または郵送

住所 〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市総務部総務課

※郵送の場合、総務部総務課へ書類が到着した日を申請受付日とする。

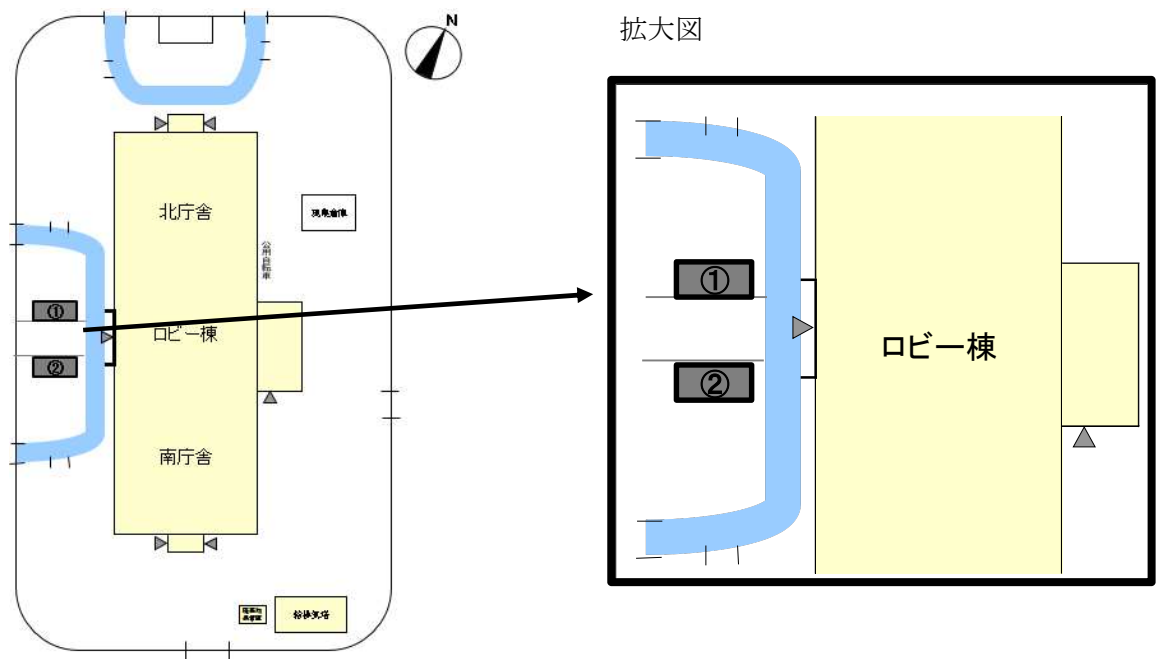
(3) 許可

- ・ 出店機会を広く提供する観点、また、販売種類の多様化の観点から出店希望枠を第1部、第2部合わせて1事業者最大4枠とする。
- ・ 出店日が重複し区画数を超えた場合は市と事業者において調整を行う。
- ・ 出店の決定は、9月28日(火)までに実施許可通知書(様式2)および行政財産使用許可通知書(第6号様式(第17条関係))をメールもしくは郵送にて通知する。

5 注意事項

- (1) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- (2) 営業する車には苫小牧保健所より交付された許可済証(ステッカー)を貼付すること。
- (3) ゴミ・排水は必ず持ち帰ること。
- (4) 出店による事故等は出店者の責任において対処すること。
- (5) 来庁者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。
- (6) 庁舎内及び庁舎敷地内での客引き、宣伝は行わないこと。
- (7) 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。
- (8) 雨天時等の出店判断は出店者自ら行うこと。出店を中止する場合は、総務部総務課へ必ず連絡すること。
- (9) 敷地内禁煙等、本庁舎の使用に関するルールを遵守すること。
- (10) 荒天で事故の恐れがある場合、または災害による対策本部が設置された場合、その他違反行為が散見された場合は許可を取り消し、出店を中止させる場合がある。
- (11) 出店に当たっては、苫小牧市公有財産規則第19条および苫小牧市庁舎管理規則第5条を遵守すること。
- (12) 発熱があった場合は出店しない、また、こまめな消毒等、新型コロナウイルス感染防止対策については事業者において徹底して行うこと。

6 出店場所



7 その他

- (1) 出店期間中の自己の責に帰すべき事由により生じた損害または過失に関して、市は一切の責任を負わない。
- (2) 本試行実施後、事業者アンケートを行い、ニーズ等について検証する。
- (3) 検証結果を基に将来における実施等について検討を行う。